ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ロ　火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓	ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。
ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備	ニ　警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性	ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。

別表第四第十二項を次のように改める。

12　実包火薬庫の基準	
一　第二十七条の四第一項の基準	
イ　第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目	イ　第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁	ロ　火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。
ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根	ハ　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視により検査する。
ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備	ニ　火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、目視により検査する。
二　第二十七条の四第二項の基準	
イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目	イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる保安検査の方法により検査を行う。
ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ロ　火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。
ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓	ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。
ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備	ニ　警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。
ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性	ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。